

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市条例第48号

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び維持管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な導入を促し、もって災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全（以下「災害の防止等」という。）を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物であって、太陽光を電気に変換するための設備及びこれに附属する設備（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）その他主たる用途が太陽光発電事業以外の工作物に設置するものを除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備（太陽光発電設備の出力が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、近接した場所に設置する太陽光発電設備により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）に限る。）を設置し、発電する事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 地域住民 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響を受けると認められる者として規則で定めるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、太陽光発電事業に起因する災害の防止等のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業について地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(抑制区域)

第4条 市長は、災害の防止等を図るため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域（以下「抑制区域」という。）を規則で定めるところにより指定し、事業者に対し事業区域を抑制区域に含めないよう周知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、抑制区域の区域を変更し、又は指定を解除することができる。

(事前協議)

第5条 第7条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、次条第1項の規定による説明会を開催する前に、規則で定めるところにより、市長とあらかじめ協議をしなければならない。

(地域住民への説明会)

第6条 次条第1項の届出をしようとする事業者は、当該届出をする前に、地域住民に対し、太陽光発電事業について、規則で定めるところにより、説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定は、次条第2項の届出をしようとする場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事着手等の届出)

第7条 事業者は、太陽光発電設備の設置工事（当該太陽光発電設備を設置するために行う木竹の伐採及び盛土、切土その他の造成工事を含む。以下「工事」という。）に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、当該届出の内容を変更しようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 事業者は、工事を完了し、又は中止した場合は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第8条 事業者は、太陽光発電事業を行っている間、規則で定めるところにより、事

業区域内の公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

- 2 事業者は、前項の標識に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに当該事項を修正しなければならない。

(維持管理等)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たっては、災害の防止等に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持するよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業に起因して災害の防止等に支障が生じた場合は、速やかに当該支障を除去するとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(太陽光発電事業の承継の届出)

第10条 事業者から譲渡、相続、合併その他の理由により太陽光発電事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者)は、承継した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電事業の廃止)

第11条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、関係法令に基づき、速やかに太陽光発電設備を撤去し、適正に処分しなければならない。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業区域若しくは事業所に立ち入り、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により事業区域又は事業所に立ち入ろうとする職員又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、助言し、又は指導することができる。

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(1) 第5条の規定による協議をせず、又は虚偽の内容に基づいて協議をしたとき。

(2) 第6条の規定による説明会を開催せず、又は虚偽の内容に基づいて説明会を開催したとき。

(3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第8条に規定する標識を設置せず、又は虚偽の事項を記載した標識を設置したとき。

(5) 第8条第2項に規定する修正を行わず、又は虚偽の修正を行ったとき。

(6) 第9条に規定する措置を講じなかったとき。

(7) 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(8) 第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(9) 第11条第2項の規定による撤去及び処分を行わなかったとき。

(10) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

第15条 市長は、第13条第2項による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、必要な措置を講じた上で、規則で定めると

ころにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第15条第1項に規定する命令に従わない者は、5万円以下の過料を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において太陽光発電設備を設置し、又は工事に着手している事業者については、第5条から第7条までの規定は適用しない。